

不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保に向けた合志市の取組

合志市教育委員会 学校教育課

本市では、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立できるようになることを目指して、教育機会の確保等に向けた取組を推進する。

1 民間施設への通所による教育機会の確保

(1) 教育委員会の対応

- ① 児童生徒及び保護者の民間施設等への通所の意志が確実である場合は、校長等及び担当指導主事等は、当該民間施設の施設見学と授業参観を行う。その際、学校及び教育委員会は、当該民間施設と連携を取りながら、引き続き不登校児童生徒への指導や支援を継続していく旨を説明する。
- ② 見学・参観後、担当指導主事等は、当該民間施設が「合志市フリースクール民間施設連携ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に沿っているかを、別紙1「児童生徒が通所する民間施設を指導要録上出席扱いとするための評価表」（以下「評価表」）を用いて確認する。教育委員会は、その結果を受けて、指導要録上の出席扱い等について協議し、その協議結果を学校を通じ児童生徒及び保護者に報告する。
- ③ 教育委員会は、本市の児童生徒を受け入れる民間施設等に、毎月の出欠状況及び学習状況等を学校へ報告するよう要請する。

(2) 学校の対応

- ① 民間施設等への通所について保護者から相談があった場合、学校は、通所を希望する理由や児童生徒本人の意志について面談の中で丁寧に聞き取りを行うとともに、学校における別室登校や適応指導教室での学習の可能性についても十分説明し、当該児童生徒及び保護者の意向を確認する。
- ② 指導要録上の出席扱いの可否については、ガイドライン及び評価表、教育委員会の協議内容を踏まえ、学校長が判断することとし、指導要録上出席扱いとするか否かを児童生徒及び保護者に伝える。なお、出席扱いとする場合、出席扱いする日は、通所を始めた日からとする。
- ③ 学校は、民間施設等からの報告される当該児童生徒に関する情報（毎月の出欠状況及び学習状況等）を確認するとともに、定期的に訪問を行うなどして、民間施設等との間で双方向の連携を図る。
- ④ 学校は、当該児童生徒がいつでも学校復帰ができるように、受け入れの環境整備に努めるとともに、生活・学習の様子について当該児童生徒から聞き取り、励ましや支援、指導等を行う。
- ⑤ 学校は、定期的に当該児童生徒の在籍学年の教育内容について、保護者へ情報提供を行う。特に学校行事等に関する情報は、早めの情報提供に心がけ、当該児童生徒が参加を検討する時間を保証する。なお、当該児童生徒が参加する場合、当日は十分な配慮や支援に努める。
- ⑥ 健康診断については、可能な限り学校で実施するよう促す。未実施の項目については、学校医の病院等にて受診するよう保護者に依頼する。

2 ICT 等を活用した教育機会の確保

不登校児童生徒の社会的自立をめざす視点に立ったうえで、下の（例）を参照し、医療機関等の外部機関に十分相談のうえ、学校及び教育委員会で検討して個別に対応していくこととする。

（例）・民間業者が提供する ICT 教材を活用した学習

- ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
- ・教育支援センター作成の ICT 教材を活用した学習
- ・学校のプリントや通信教育を活用した学習
- ・ICT 機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）

フリースクール等民間施設と連携し、その運用にあたっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、総合的に判断するものとする。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となるものが当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ⑥ 学習指導要領に準拠した教科書をもとに学習指導が行われていること。また、支援を要する児童生徒については学習内容や指導方法が十分配慮されていること。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたるものを含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舍をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

8 他市町村教育委員会との連携について

施設を利用している児童生徒が所属する市町村教育委員会が、明確な根拠をもとに連携していること。